

## 通い容器に係る同一性確認のための資料への 受理番号の付与についてのお知らせ

～ 免税扱いの通い容器を利用されている皆様へ ～

### 1. 受理番号

本年10月1日以降、通い容器に係る同一性確認のための資料には、次のような受理番号が付与されることになり、輸入申告書等の記事欄に記載していただくことになりました。

#### 【受理番号の体系】

6 A - 2 0 1 2 - 0 0 0 1  
①            ②            ③

- ① 資料を受理した税関官署のNACCSコード
- ② 受理番号を付した暦年
- ③ 通し番号

### 2. 新たに税関へ提出される資料の取扱い

本年10月1日以降、新たに税関で受理した資料（新しい種類の容器を追加する場合も含まれます。）には、資料を受理した際に受理番号を付与します。

### 3. 既に税関へ提出いただいている資料の取扱い

既に税関へ提出いただいている資料につきましても、次の要領で順次、受理番号を付与していきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、受理番号が付与されるまでは、輸入申告書等の記事欄に受理番号を記載していただかなくて結構ですが、受理番号を記載していただくことで税関において資料の検索に要する時間が短縮され、迅速な通関に資することとなりますので、御協力ください。

#### (1) 申し出に基づく受理番号の付与

輸入者の皆様から資料を提出いただいた税関宛に、提出済の資料について受理番号の付与を希望する旨の願い書を提出していただいたものから受理番号を付与させていただきます。

#### (2) 記載事項変更の際の受理番号の付与

上記(1)の申し出がない資料につきましても、記載事項変更の申し出があった際に変更に係る容器について受理番号を付与させていただきます。

#### 4. 輸入申告書等の記事欄への記載（当分の間の取り扱い）

本年10月1日以降、輸入者の皆様から税関へ提出いただいている資料には受理番号が付与されたものと、受理番号が付与されていないものが混在することとなりますが、当分の間、輸入（納税）申告書（特例申告貨物にあっては、輸入許可書）の記事欄に受理番号に替えて「KAYOI」等、資料提出済の通い容器に係るものである旨を記載することでも可能といたします。

##### 記事欄への記載例

###### ①受理番号が付与されたもの

輸入申告書等の記事欄へ「受理番号」か「KAYOI」等を記載願います。

###### ②受理番号が付与されていないもの

輸入申告書等の記事欄へ記載していただくなくても結構です。

#### 5. その他

- (1) 受理番号の付与の手續において、現に社内で使用しているもの、その他使用することに合理的な理由があるものの使用を輸入者の皆様が希望される場合には、NACCSの税関官署コード以外の部分についてこれを可能とすることとします。
- (2) 特例輸出入者が自主管理し、かつ、自ら輸出したうえで輸入の際に特例申告を利用する通い容器については、受理番号の付与を受ける必要はありません。
- (3) その他、御不明な点がありましたら、最寄りの税関の通関総括部門へ御相談願います。